

対象要件 変更のお知らせ

東日本大震災に伴う避難者支援のための東北地方の高速道路の無料措置について



被災証明書等をお持ちの方の東北地方の高速道路の無料措置は、平成23年12月1日(木)から対象要件が変更となります。

対象車両及び実施期間

東日本大震災の避難者支援

- ① 対象車両：次の方が乗車する車両(全車種)
 - (1) 下部記載の**対象市町村**【※1】からそれ以外の地域へ避難されている方(避難者)
 - (2) 下部記載の**原発事故により避難されている方(避難者)**【※2】
- ② 実施期間：平成23年12月1日(木)～平成24年3月31日(土)
- ③ 対象区間：裏面記載のとおり
- ④ 対象走行：指定IC(対象区間内のIC)を**入口**又は**出口**とする走行

※ETCレーンをご利用された場合は無料になりません

※避難者支援のための無料措置は、対象区間外の部分を含む区間全体が無料となります。

(ア) 東京外環、首都高、中央道均一区間、名二環、阪神高速等、「対象区間のICを発着するNEXCO道路」と一体で料金を徴収されない高速道路は**無料になりません**

(イ) 対象区間のICを発着するNEXCO道路と首都高・外環等を経由して東名・中央道等を利用しても、**首都高・外環・東名・中央道等は無料になりません**

●指定以外の方法で通行されますと、無料になりません。裏面の通行方法・注意点を必ずご確認ください。

【予めご準備いただく書面等】

以下に記載する1)～4)の書面(ただし、原発事故による避難者は2)及び4)の書面)を乗車される方が必ず携行してください。(出口で1つでも確認できない書面がある場合は無料になりません)

- 1) **被災証明書【原本】**又は**り災証明書【原本】** ※原発事故による避難者は不要
- 2) **避難元が確認できる書面【原本】**(運転免許証等のうち被災時の居住地が記載されているもの)
- 3) **避難先が確認できる書面【原本】** ※原発事故による避難者は不要
(住民票の写し、運転免許証等のうち現在の避難先居住地が記載されているもの)
- 4) **本人確認ができる書面【原本】**(運転免許証等)

※2)及び3)は平成23年12月以降に新たに必要となる書面ですので、ご注意ください。

※1 対象市町村(被災地支援対象市町村)

青森県	八戸市、おいらせ町、階上町(3市町村)
岩手県	全市町村(33市町村)
宮城県	全市町村(35市町村)
福島県	全市町村(59市町村)
茨城県	水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、大洗町、常陸大宮市、那珂市、城里町、東海村、大子町(12市町村)

※2 原発事故により避難されている方(原発事故による避難者)

原発事故による避難者とは、警戒区域、計画的避難区域に指定されている地域並びに緊急時避難準備区域に指定されていた地域に居住していた方を言います。

対象区間

※下記に記載する対象区間内のICが「指定IC」となります
(ただし、対象区間内であってもスマートICは含みません)

NEXCO

番号	道路名	区間	
①	東北自動車道	安代	～ 白河
②	八戸自動車道	下田百石・八戸	～ 安代JCT
③	秋田自動車道(百石道路を含む)	湯田	～ 北上JCT
④	釜石自動車道	東和	～ 花巻JCT
⑤	山形自動車道	村田JCT	～ 笹谷
⑥	磐越自動車道	いわきJCT	～ 西会津
⑦	三陸縦貫自動車道(仙塩道路)	利府中	～ 仙台港北
⑧	常磐自動車道 (仙台東部道路及び仙台北部道路を含む)	富谷JCT	～ 利府JCT
		仙台港北	～ 山元
		広野	～ 水戸

※その他有料道路の取り扱いについては各事業者にお問い合わせください。

東北地方の高速道路の無料対象区間



以下に記載する1)～4)の書面
(ただし、原発事故による避難者は2)及び4)の書面を
乗車される方が必ず携行してください。
(出口で1つでも確認できない書面がある場合は無料になりません)

- 被災証明書【原本】又は災証明書【原本】** ※原発事故による避難者は不要
- 避難元が確認できる書面【原本】**
(被災証明書、災証明書、住民票の写し、運転免許証、パスポート又は健康保険証等公的機関が発行するものうち被災時の居住地が記載されているもの)
- 避難先が確認できる書面【原本】** ※原発事故による避難者は不要
(住民票の写し、運転免許証、パスポート、健康保険証、自治体からの通知文書(押印入り)等公的機関が発行するもの又は公共料金の請求書・領収書のうち現在の避難先居住地が記載されているもの)
- 本人確認ができる書面【原本】**
(運転免許証、パスポート又は健康保険証等公的機関が発行するもの)

※2)及び3)は平成23年12月以降に新たに必要となる書面ですので、ご注意ください。

入口

一旦停止
通行券をお取りください

入口

入口では、必ず **一般** と表示のあるレーンをご利用いただき、通行券をお取り下さい。
※ **ETC一般** の混在レーンをご利用の際は、ETCカードを抜いてレーンに進入し、通行券をお取りください。ETCカードを挿入したまま進入すると、ETC扱いとなり、無料になりませんのでご注意ください。

出口

通行券を回収します。
(被災証明書等をお持ちの方はご提示ください)

一旦停止

料金精算機が設置されているレーンをご利用の場合は、「呼出ボタン」または「レバー」により係員にお知らせください。

被災証明書等を有している方が運転する車両または同乗している車両については、通行料金をお支払いいただく料金所(出口料金所)でも、必ず **一般** と表示のあるレーンをご利用いただき、通行券と一緒に、次の4つの書類を係員にご提示ください。

- 被災証明書【原本】又は災証明書【原本】** ※原発事故による避難者は不要
- 避難元が確認できる書面【原本】**
(運転免許証等のうち被災時の居住地が記載されているもの)
- 避難先が確認できる書面【原本】** ※原発事故による避難者は不要
(住民票の写し又は運転免許証等のうち現在の避難先居住地が記載されているもの)
- 本人確認ができる書面【原本】**(運転免許証等)

注意点

- ETCレーンをご利用いただけません。
※出口で一般レーンをご利用いただく場合であっても、入口でETCレーンをご利用いただいた場合には、無料になりません。
- スマートICはご利用いただけません。
- 出口等の料金所でご提示いただく書面は、必ず原本をご提示ください。
※被災を証明する書面の他、避難元が確認できる書面、避難先が確認できる書面及び本人確認ができる書面(ただし、原発事故による避難者は避難元が確認できる書面及び本人確認ができる書面)のご提示が無い場合には、無料になりません。
※被災を証明する書面とは、東日本大震災にかかる市町村等が発行する被災証明書及び災証明書を言います。
※被災証明書は、市町村により名称が異なることがあります。
※原発事故による避難者については、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に居住していたことを証明する書面(運転免許証等)をご提示ください。(被災証明書及び避難先が確認できる書面は必要ありません)
※自治体からの通知文書は、避難されている方の氏名、避難先の居住地が記載され、かつ押印(電子印影を含みます)があるものに限りです。なお、封筒は該当しませんのでご注意ください。
※公共料金の請求書・領収書は、電気、都市ガス、水道、電話(固定・携帯)、NHKに限ります。なお領収書には、電気、都市ガス、水道の検針票(使用量のお知らせ)を含みます。
※避難先が確認できる書面については、都道府県・市町村名が記載されていない場合、その確認にお時間をいただく場合があります。都道府県・市町村名が記載されている書面をご用意いただきますようご協力をお願いします。
- 被災証明書等を有している方は、本人又は本人と被災時に同居していた家族を言います。
※被災時に同居していた家族の方が避難元が確認できる書面または避難先が確認できる書面として住民票の写しをご提示いただく場合には、予め世帯全員の住民票の写しをご用意ください。
- 法人に対して発行された被災証明書等は、対象ではありません。

避難者支援の対象区間内でのみの走行については、被災地支援のための無料措置の対象となり、証明書等は必要ありません。
被災地支援・観光振興のための無料措置は別途チラシ等でご案内していますのでご確認ください。